

# 宇美町空き家バンク手引き（利用希望者用）

## 1. 契約までの流れ

- ①利用者登録の申請
- ②希望物件の交渉申込み
- ③希望物件への見学
- ④交渉・契約
- ⑤仲介手数料支払い

## 2. 利用できる人

- 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、宇美町の自然保護、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる人
- 暴力団及び暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する人でないこと。

## 3. 利用希望者登録の申請

- ・空き家バンク利用者登録申請書（様式第12号）を町へ提出

※審査の結果、登録できる利用希望者は、空き家バンク利用者登録台帳に登録し、空き家バンク利用者登録完了通知書をお渡しします。

## 4. 物件交渉の申込み

- ・希望条件に合う登録物件があれば、空き家バンク利用者登録申請書の希望する物件欄にご記入ください。

また、現在登録がない場合も、希望条件欄に記入された条件に合う物件が登録された場合は、ご連絡いたします。

## 5. 希望物件への見学

- ・取扱業者が物件をご案内します。

## 6. 売買・賃貸契約の締結

- ・希望物件の見学後、条件が合えば売買・賃貸借契約の締結

## 7. 契約の媒介に係る報酬

- ・取引が成立した場合は、取扱業者に仲介手数料をお支払いください。